

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期: 平成21年8月

担当部局名: 大臣官房地方課

<p>施策名</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること</p> <p>(Ⅲ-7-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること。</p> <p>施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。</p> <p>①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等 ②都道府県労働局長による助言・指導 ③紛争調整委員会によるあっせん</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b> 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化等を背景として、個々の労働者と事業主との間の紛争は、平成13年の制度発足以来増加を続けている。さらに、平成20年度の個別労働紛争解決制度の運用状況は、年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化を反映して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民事上の個別労働紛争相談件数 約24万件（前年度比19.8%増）、</li> <li>・助言・指導申出受付件数 約7,600件（前年度比14.1%増）、</li> <li>・あっせん申請受理件数 約8,500件（前年度比18.3%増）</li> </ul> <p>と、平成19年度の実績を大幅に上回っており、紛争の解決を援助する当制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。</p> <p><b>【有効性の観点】</b> 制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数ともに大幅に増加していることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p><b>【効率性の観点】</b> 個別労働紛争解決制度の利用件数が大幅に増加している中で、指標1・指標2のとおり、助言・指導事案、あっせん事案のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。</p> <p><b>【総合的な評価】</b> 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化、さらに昨年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化等を背景として、個別労働紛争が増加を続ける中で、個別労働紛争解決制度が効率的に運用されることによって、紛争当事者にとって簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>今後も本制度に対する行政需要はますます高まっていくものと予想されることから、増加を続ける個別労働紛争に対して、引き続き効率的な制度運用を行うことによって、紛争の迅速かつ適正な解決の促進を図っていく必要がある。</p> <p><b>【評価結果の分類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</li> <li>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）             <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</li> <li>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</li> <li>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</li> </ul> </li> <li>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</li> </ul> <p>(理由) 助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数は年々増加の一途を辿っており、助言・指導に係る事務処理や紛争調整委員会があっせんを実施するにあたっての事務処理等を行う労働紛争調整官、及び、都道府県労働局長より委任されたあっせんを実施する紛争調整委員会の紛争調整委員の増員を図るための組織要求について検討する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合 (単位:%) (90%以上/毎年)	93.9	95.6	93.4	95.5	96.1 【107%】
2 あっせん手続終了件数に占める処 理期間2ヶ月以内のもの割合 (単位:%) (90%以上/毎年)	92.9	91.5	94.2	92.2	92.2 【102%】
(調査名・資料出所、備考) ・大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舩添臨時議員提出資料)	平成20年4月23日	2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備 (2) ワンストップ相談体制の整備 総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応。